

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

岡谷市長 早 出 一 真

市町村名 (市町村コード)	岡谷市 (202045)	
地域名 (地域内農業集落名)	湊栃久保地区 (栃久保集落)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 7 年 1 月 16 日 (第 7 回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

中山間地域である本地区は、日本型直接支払制度の交付対象となっているが、60歳以上の農業者が9割以上を占めていることから、高齢化が進み、担い手の確保・育成が大きな課題となっている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

現在の担い手により、中山間、環境保全型、多面的事業の取組を継続しつつ、農地を維持・管理していくことが基本となる。現在の主要作物は水稻であるが、地域の所得向上等の観点から、一般栽培から有機栽培への転換、米から野菜、果樹等への転換など栽培形態の変更を検討するほか、地域内外からの担い手の確保に努め、地域と担い手の連携により農地を有効利用できる体制の構築を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	7.2 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	7.2 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

原則として、農業振興地域内農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
当面は、現在の担い手間での話し合いを基に地区内の農地の集積、集団化に取り組む。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地中間管理機構の活用により、農地の集積、集団化に取り組むほか、現在の担い手のみならず、新規担い手の確保・育成を図る。
(3)基盤整備事業への取組方針
大規模な基盤整備事業は、予定されていない。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
農業委員会との連携や農地中間管理機構の活用により、地域内外から多様な経営体を募ることで新規担い手の確保・育成に取り組む。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
現時点において、農業支援サービス事業者の活用は予定されていないが、今後事業者からの参入の意向等があれば地区内での活用を検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①鳥獣被害防止対策として、令和6年度から8年度までの3か年で、耐用年数が超過する電気柵を複合柵(電気柵+トタンL=約1,600m)への更新を行う。

②有機農業に取り組む農業者が2者いるが、地域の所得向上等の観点からも、一般栽培から有機栽培へ転換する農業者の拡大が図れないか検討する。

⑦多面的機能支払交付金の対象地区であることから、引き続き、農地、水路等の地域資源の保全を行うことにより、景観保全、土砂崩れ防止など多面的機能の発揮の促進を図る。